

## 第1章 消費者教育推進計画の策定に当たって

### 1 策定の趣旨

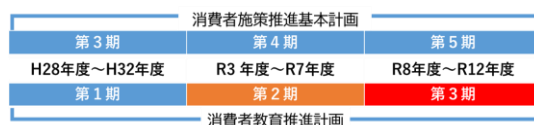
デジタル化の更なる進展や、災害や感染症蔓延時の非常時における適切な情報提供及び消費者教育の必要性の高まり、決済手段の多様化・複雑化によって、相談内容自体も複雑化している。「デジタル化に対応した消費者教育」という観点を加え、消費者教育を取り巻く環境の変化や前期計画の推進によって得られた成果と課題を踏まえ、第2期の計画を長期的な視点でさらに推進するため、第3期計画を策定するもの。

### 2 位置づけ

令和8年度を初年度とする第5期宮城県消費者施策基本計画の個別計画として、また、消費者教育の推進に関する法律第10条第1項の規定により本県における消費者教育を体系的に推進するために国の基本方針を踏まえて策定するもの。

### 3 期間

令和8年度～令和12年度の5年間



## 第2章 消費者教育の現状・課題

### 1 消費者を取り巻く状況

#### (1) 消費生活相談の状況

- ① 県の状況
  - 令和6年度相談件数は、18,180件で過去5年間でほぼ横ばい
  - 高齢者は「金」「健康」「孤独」に関する不安によるトラブルが、若年層は「美」「金」のトラブルが多い
  - 全年代で「定期購入トラブル」の相談が多い

#### ② 市町村の状況

消費生活相談員が不足しており、県による指定相談員や法的助言体制の整備による支援を実施

#### (2) 消費者啓発及び情報提供状況

- ① 県の状況
 

消費者トラブルの未然防止と自立支援、SNSによる啓発の実施
- ② 市町村の状況
 

高齢化、単身世帯、行政リソースの減少への対応が求められており県による支援を実施

### 2 第2期計画の取組の成果と課題

大きく4つの施策を基本として、取組を推進

#### 【施策】

- (1) ライフステージ・場ごとの消費者教育
- (2) 消費者教育推進に係る人材等の育成
- (3) 関係団体への支援・連携・協働
- (4) 関係施策等との連携

### 3 国の動きと社会情勢の変化等

- (1) 消費者の多様化
  - 高齢化の進行・障害者の増加
  - 成年年齢の引下げ
  - 孤独・孤立の顕在化
  - 在留外国人等の増加
  - 家計の多様化
- (2) 社会情勢の変化
  - デジタル化の進展
  - 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた機運の高まり
  - 自然災害等の緊急時
- (3) 安全・安心の確保

## 第3章 消費者教育推進の新たな視点と重点事項

### 1 消費者教育における新たな視点

「取組の成果と課題」「国の動きと社会情勢の変化」を踏まえ、次期計画においては、以下の新たな視点を取り入れる。

- (1) **デジタル化に対応した消費者教育**
- (2) 消費者の多様な特性に応じた相談・啓発の拡充
- (3) ライフステージに応じた消費者教育の更なる推進
- (4) 災害や感染症蔓延時等の非常時における適切な情報提供及び消費者教育
- (5) **カスタマーハラスメントにならない意見の伝え方等の消費者教育**

### 2 消費者教育における重点事項

これまでに得た成果や課題、国の動きや社会情勢の変化等を踏まえ、次に掲げる事項を重点事項として位置付ける。

- (1) **デジタル社会における新たな消費者被害の未然防止に向けた取組の強化**
- (2) 学校教育期における消費者教育の充実
- (3) 消費者教育の推進に向けた地域での連携強化・高齢者等の見守り体制の構築
- (4) 消費者教育を担う人材等の育成
- (5) SDGsの意欲の高まりを踏まえた消費者市民社会の意義の普及啓発
- (6) 各種関係団体・機関との連携強化

## 第4章 計画の施策と具体的取組 ※次頁に詳細を記載

### ◆ 第3期計画の具体的取組み方針

- 「消費者教育」を長期的な視点でさらに推進していくという方針のもと、「消費者教育における新たな視点と重点事項」を踏まえて、第2期計画から進めている4つの施策に即した具体的な取組を推進する。

#### 【施策】

- (1) ライフステージ・場ごとの消費者教育
- (2) 消費者教育推進に係る人材等の育成
- (3) 関係団体への支援・連携・協働
- (4) 関係施策等との連携

## 第5章 計画の推進体制

### 1 推進体制

「宮城県消費生活審議会」を法第20条に定める「消費者教育推進協議会」に位置付け、計画を効果的に推進。

### 2 計画の管理

毎年度評価等を実施、審議会報告及び県民に公表。

## 第4章 計画の施策と具体的取組 【下線は第2期教育計画からの変更点】

